

社会体育施設の再開時の感染防止策チェックリスト(施設管理者向け①)

全般的な事項

- 感染防止のため施設管理者自らが実施すべき事項や利用者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを施設内の適切な場所(管理事務所や各施設の入口等)に掲示すること
- 各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認すること
- 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、利用当日に参加者より提出を求めた書面については少なくとも1月以上は保存しておくこと
- 利用後に利用者等から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合は、速やかに「スポーツ振興室(電話:079-221-2699 受付:月~金・8:35~17:20)」に報告すること
※上記時間外については、市役所守衛室(079-221-2134)にご連絡ください。

施設の予約時の対応

施設管理者が利用者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられる。

- 利用者が以下の事項に該当する場合は、利用の見合わせを求めること(イベント当日に書面で確認を行う)
 - 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること(受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 他の利用者、施設管理者等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること(障害者の誘導や介助を行う場合を除く)
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

当日の利用受付時の対応

- 受付窓口には、手指消毒用薬を設置すること
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること
(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限すること考えられる。また、入場を制限された者がすでに利用料等を支払っている場合は払い戻す。)
- 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- 利用者が距離をおいて(できるだけ2mを目安に(最低1m))並べるように目印の設置等を行うこと
- 受付を行うスタッフは、マスクを着用すること
- 姫路市公共施設予約システムを使った電子受付の一層の活用を図り、現地での受付等をできるだけ避けること
- 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと
- 施設の利用前に、接触確認アプリ(COCOA)や、兵庫県新型コロナ追跡システムの登録を要請すること
- 利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求めること
 - 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)※個人情報の取扱いに十分注意する
 - 利用当日の体温
 - 利用前2週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱(おおむね37度5分以上)
 - 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
 - だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 利用者がマスクを準備しているか確認すること
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること